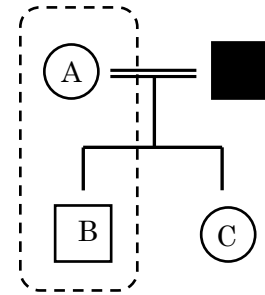


## 第2回佐渡市地域ケア会議 模擬事例

## 【世帯状況】

Aさん（75歳）と長男のBさん（50歳）の二人暮らし  
 Aさんは身の回りのことは自立しており、家事全般を行っている。  
 Bさんは精神疾患があって通院中。障がい福祉サービスを利用している。



## 【事例の経過】

① 県外在住の長女 C さんが帰省中、B さんが A さんを叩いているのを目撃し、地域包括支援センターに電話をしました。

② 包括支援センター職員が自宅へ訪問し、A さん B さんそれぞれから話を聞きました。  
 A さん：「B は気に入らないことがあると怒って暴力を振るう。けがをするほど強く叩かれたわけではない。C から、自分の家に来ないかと言われたが、住み慣れた土地を離れることは不安が大きい。B は何も家事ができないから、わたしがいなくなったら生活に困るだろうし、自宅での生活を続けたい。」

B さん：「時々イライラして母を叩いてしまうことがある。暴力がいけないことはわかっているが、かっとなると感情が抑えられないことがある。」

- ・リスクアセスメントシートを用いて事実確認を行うと、レベル C（定期的な状況確認、分離保護の可能性の検討）でした。
- ・B さんを担当している相談支援事業所に確認すると、これまで母の A さんも一緒に面談することもあったが、暴力を受けているという話は聞いたことがなかったとのこと。

③ 包括支援センター、B さんを担当している相談支援事業所担当者、通所サービス事業所職員で個別ケース会議を開催し、高齢者虐待の有無と今後の対応について検討しました。

## ◆養護者による高齢者虐待に該当するかどうか

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。

「佐渡市高齢者虐待対応マニュアル」より

A さんは自立していて身の回りのことや家事全般を行っています。

B さんは A さんに対して何らかの世話をしている状態ではありません。

→したがって、B さんは養護者にはあたらず、「養護者による高齢者虐待」には該当しないと考えられます。

## ◆今後の支援について

高齢者虐待には該当しませんが、高齢者虐待に準じた対応が必要と考えられ、関係者で今後の支援について検討しました。